

6 計画の策定経緯

(1) 市民意見募集、説明会等

① 中間とりまとめに関するオープンハウス型説明会

日程	会場	参加者総数
令和6年1月26日(金) 15時～20時	多摩市民館3階大会議室	313名
令和6年1月28日(日) 10時～15時	多摩区総合庁舎1階アトリウム	
令和6年2月3日(土) 10時～15時	本庁舎2階ホール	
令和6年2月5日(月) 15時～18時	本庁舎1階101・102会議室	
令和6年2月8日(木) 15時～20時	川崎市総合自治会館第1・2会議室	
令和6年2月10日(土) 10時～15時	中原市民館2階第3・4会議室	

② 中間とりまとめに関するアンケート調査

調査期間：令和6年1月25日(木)～2月29日(木)

調査概要：オープンハウス型説明会の参加者及びインターネット上で実施

調査目的：住まいの地域の住みやすさや、住まい周辺の拠点駅における都市機能の充実度、住まいの地域の災害に対する安全性の把握など

回答者数：121名(説明会：115名、インターネット：6名)

③ 素案に関する市民説明会

日程	会場	参加者総数
令和6年10月15日(火) 19時05分～20時30分	多摩市民館3階大会議室	96名
令和6年10月17日(木) 19時10分～20時30分	川崎市総合自治会館第2・3会議室	
令和6年10月19日(土) 13時～14時30分	本庁舎1階301・302会議室	

④素案に関するパブリックコメント

調査期間：令和6年9月6日（金）～10月23日（水）

閲覧場所等：ホームページに全資料を掲載

かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所・出張所、
図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、教育文化会館、都市計
画課

意見書受付：郵送、持参、FAX、電子メール

意見書総数：36通（82件）

（郵送：3件（9通）、持参 3通（14件）、FAX 4通（4件）
メール 26通（55件））

⑤案の縦覧（意見募集）

調査期間：令和6年12月2日（月）～12月16日（月）

閲覧場所等：ホームページに全資料を掲載

かわさき情報プラザ、各区役所（姿勢資料コーナー）、支所・出張所、
図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、教育文化会館、公文書館、
都市計画課

意見書受付：郵送、持参、FAX、電子メール

意見書総数：1通（2件）（郵送1通（2件））

（2）川崎市都市計画審議会等

①都市機能等の立地適正化に関する取組方針の公表

日程	会議名（議題）
令和3年 7月28日（水）	第88回川崎市都市計画審議会 （立地適正化計画の検討の開始について）
令和3年11月16日（水）	第17回都市計画マスタープラン等小委員会 （都市機能等の立地適正化に向けた検討について）
令和4年 1月17日（月）	第18回都市計画マスタープラン等小委員会 （「都市機能等の立地適正化に関する取組方針」（案） の検討について）
令和4年 3月24日（木）	第90回川崎市都市計画審議会 （「都市機能等の立地適正化に関する取組方針」の策 定について）

②立地適正化計画の策定に向けた中間とりまとめの公表

日程	会議名（議題）
令和4年11月29日(火)	第21回都市計画マスタープラン等小委員会 (立地適正化計画の計画構成(案)、居住促進区域の設定について)
令和5年3月28日(火)	第22回都市計画マスタープラン等小委員会 (居住促進区域の設定について)
令和5年6月12日(水)	第23回都市計画マスタープラン等小委員会 (居住促進区域の設定、都市機能誘導区域・誘導施設の設定、防災指針のイメージについて)
令和5年8月28日(月)	第24回都市計画マスタープラン等小委員会 (「立地適正化計画の策定に向けた中間とりまとめ」(案)の検討について)
令和5年10月20日(金)	第25回都市計画マスタープラン等小委員会 (「立地適正化計画の策定に向けた中間とりまとめ」の公表について)

③計画素案・計画案の公表

日程	会議名（議題）
令和6年6月3日(月)	第28回都市計画マスタープラン等小委員会 (「川崎市立地適正化計画」(素案)の検討について)
令和6年7月31日(水)	第29回都市計画マスタープラン等小委員会 (「川崎市立地適正化計画」(素案)の公表について)

④川崎市立地適正化計画の公表

時期	会議名（議題）
令和7年2月12日(水)	第100回川崎市都市計画審議会にて諮問・答申 (「川崎市立地適正化計画」の策定について)

7 用語集

あ行

空き地

現状、宅地（農地、森林、道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、建築物が存在せず、利用されていない土地（塀などの構造物や立木が存在するものは含む）。

空家

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが、常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。

RC造

RC(Reinforced Concrete)造は、鉄筋コンクリート造のことで鉄筋の枠組みにコンクリートを流し込んだものを主体構造とし、中低層の建物に多い。

オープンスペース

街の中の公園、河川空間、広場、その他公共空地、民有地を問わず、人々に解放されたゆとりの空間のこと。

か行

海岸保全施設

防潮堤など、高潮や津波から人命や財産を守る役割を持つ施設。

開発許可

「都市計画法」に基づく、開発行為に対する許可制度で、良好な宅地水準を確保し、良好な市街地の形成を図ることを目的としている。

かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050

気候変動問題が喫緊の課題であり、このことをあらゆる主体と認識を共有し、取組を加速化させることが極めて重要であることから、環境先進都市として、脱炭素社会の実現に向けた戦略を示し、気候変動への対応を先導する具体的な取組を実践するために令和2年11月に策定したもの。

かわさき強靱化計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画に基づき、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築することを目的としている。

川崎市総合計画

地方自治体が行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める計画で、長期的な指針となるビジョンを定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容などを定めた「実施計画」の3層で構成されている。

川崎市総合都市交通計画

鉄道・道路ネットワークから身近な地域交通などに渡る様々な交通課題に対応した総合的かつ持続可能な交通政策を推進することを目的としている。

川崎市地域公共交通計画

地域公共交通に関する活性化や再生に関する基本方針や目標などの方向性を示すことで、市域全体の持続可能な地域交通環境を向上することを目的としている。

川崎市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

川崎市地球温暖化対策推進基本計画

市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼす気候変動（地球温暖化）への対応、2050年の脱炭素社会の実現などを目的とした計画。

川崎市防災都市づくり基本計画

被害を軽減する予防対策と被災後に質の高い復興を迅速に進める復興対策の両面を兼ね備えた計画であり、いつ発生してもおかしくない大規模災害に備えることを目的としている。

川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街化開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。

川崎市都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針として定める計画で、市全体を対象とした「全体構想」、各区を対象とした「区別構想」、身近な地域を対象とした「まちづくり推進地域別構想」の3層で構成されている。

基幹的交通軸

各拠点等の間を結ぶ主要な交通軸のこと。

急傾斜地崩壊防止工事

急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造などにより、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事のこと。

共助（互助）

地域の住民が互いに助け合うこと。

グリーンコミュニティ

地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、民間企業、専門家および行政等の連携によるプラットフォームの概念のこと。

交通結節機能

鉄道とバスなど交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。

国立社会保障・人口問題研究所

人口、経済、社会保障についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関。略称として「社人研」と呼ばれている。

工業専用地域

「都市計画法」に基づく用途地域の1つであり、工業の利便を増進する地域のこと。この地域では住宅の立地が規制されている。

高次都市機能

商業、医療、福祉、子育て、教育などの都市機能のうち、広域からの利用も想定され、質の高いサービスを提供する機能。

公助

行政が公的責任において支えること。

コンベンション施設

多目的利用が可能な展示施設や大規模会議に対応可能な会議施設など、広域的な集客が想定される交流機能を有する施設

さ行

災害危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」を川崎市長が「災害危険区域」として指定するもの。崖崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、区域内において建築物の構造等が規定される。

採草放牧地

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。

市街化区域

「都市計画法」に基づく区域区分の1つ。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべく区域として定めるもの。

市街化調整区域

「都市計画法」に基づく区域区分の1つ。市街化を抑制すべき区域として定めるもの。

市街地再開発事業

「都市再開発法」に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、「細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築」、「公園、広場、街路などの公共施設の整備」などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業。

自然的土地利用

農地、山林、河川、水路、荒地、海浜などの自然地のこと。

自助

自分で出来ることは、自分で行うこと。

人口動態

2つの時点間における自然増減（出生・死亡）や社会増減（転入・転出）などの人口の変化のこと。

垂直避難

洪水や津波が発生し、安全な場所へ避難する時間がない場合や逃げ遅れてしまった場合などの切迫した状況において、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに避難すること。

水平避難

災害が発生した際に、自宅等に留まらず、安全に避難が出来る間に避難所などの安全な場所へ避難すること。

た行

大規模小売店舗

店舗面積のうち、飲食店業などを除く小売業を行うための床面積が一定の基準（政令では1,000㎡と規程）を超える小売店舗のこと。新設しようとする者は「大規模小売店舗立地法」に基づく届出などが必要。

代表交通手段

1回の移動で複数の交通手段を使用した場合において、その中の主な交通手段のこと。主な交通手段の優先順位は利用した交通手段で決まり、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順としている。

宅盤

建築物の高さを図るための基準面のこと。地盤面ともいう。

ターミナル駅

複数の鉄道路線が乗り入れ、バスやタクシー、自転車など様々な交通が集中する利便性が優れている駅のこと。

端末交通

幹線交通に対して支線の役割をもつ交通のこと。たとえば、幹線が鉄道の場合は、バスや自転車等が駅端末交通となり、バスの場合は、自転車や徒歩等がバス端末交通となる。

脱炭素社会

パリ協定に規定された「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」という 1.5℃目標を目指し、世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにした社会をいう。

地域防災拠点

避難者受入機能のほか、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能を有する施設のこと。

地区計画

「都市計画法」に基づく制度の 1 つ。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態や道路、公園の配置などについて、住民の意向を反映し、市が定める都市計画。

超高齢社会

65 歳以上の高齢者の占める割合が全人口の 21%を超えた社会。

都市アセット

道路や公園など、既に整備されている都市施設やインフラのうち地域の資源として存在しているもの。

都市機能

商業、医療、福祉、子育て、教育など、都市での生活を支える各種サービスを提供する機能。

都市構造

都市の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した全体像のこと。

都市構造の評価に関するハンドブック

コンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、国土交通省が都市構造の評価手法をとりまとめたもの。

都市計画運用指針

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

都市計画基礎調査

「都市計画法」により定められた、都市計画区域内における都市計画に関する基礎調査。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査される。

都市計画区域

「都市計画法」による都市計画に関する規制などの適用を受ける区域。自然的・社会条件的、人口・土地利用・交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画道路

「都市計画法」に基づき、計画決定された道路のこと。

都市公園

「都市計画法」に基づき、地方公共団体や国が都市計画区域内に設置する公園または緑地。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能の確保等の基本方針等を定めた法律。

都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業であり、新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を持つ。

土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

※正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

な行

ニューノーマル

新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等による人々の生活様式の大きな変化による新たな常態。

農用地区域

農業振興地域内において、集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

は行

排水樋管

下水道から雨水を排水する河川の堤体内に暗きよを挿入して設けられる制水施設。

保安林

「森林法」に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

ま行

MaaS

Mobility as a Service の略で、地域住民や旅行者 1 人 1 人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせることで、検索・予約・決済等を一括で行うサービスのことをいう。

メッシュ

地域を一定間隔の格子に区切ったものをいう。国の行政機関が作成している地域メッシュ、区分方法により 1 次メッシュ（格子の一辺の長さが約 80km）、2 次メッシュ（約 10km）、3 次メッシュ（約 1km）がある。250m メッシュは、3 次メッシュを縦横 2 等分（4 分割）したメッシュ（約 500m）を、さらに縦横 2 等分（4 分割）した大きさ。

や行

優良建築物等整備事業

さまざまな形で行われる民間等による建築活動を適切に誘導することにより、空地等の整備による良好な市街地環境の形成と良質な市街地住宅の供給促進を図ることを目的とした事業。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者をはじめ、誰もが分け隔てなく快適に生活できるようにしていくこと。

用途地域

「都市計画法」に基づく地域地区の1つ。機能的で安全な住みよい都市をつくるために、合理的な土地利用計画の基に、建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどについて、適正なルールを定めるもの。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

ら行

ライフスタイル

生活の様式や営み方。または、人生観、価値観、習慣等を含めた個人の生き方。

立地適正化計画作成の手引き

都市における立地適正化計画の作成や変更、運用を支援するため、国土交通省が立地適正化計画の作成手順や留意点等を取りまとめたもの。

臨港地区

「都市計画法」に基づく用途地域の1つであり、港湾を管理運営するために定められる地区。

令和元年東日本台風

死者を含む人的被害、建物半壊や床上浸水などの多くの物的被害が発生し、川崎市に甚大な被害をもたらした時然災害のこと。

レガシー

オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、社会に有形・無形の持続的効果を生み出し、長期にわたり、特にポジティブな影響を与えるもの。

ロードサイド

国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿道で、通りに面していること。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

